令和元年 第8回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和元年8月9日(金曜日)

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第8回会議議事録

1 開催日時 令和元年8月9日 午前10時30分

2 開催場所 月夜野農村環境改善センター大会議室

3 出席委員 18名

1番委員 櫛渕武重 2番委員 星野敏雄 3番委員 内海博光 4番委員 髙橋公利 5番委員 廣田尚夫 6番委員 石坂哲次 7番委員 今 井 育 男 8番委員 吉野拓夫 9番委員 星野 榮一 10番委員 阿部均司 11番委員 森下一郎 12番委員 本 多 偉 男 13番委員 本多通治 14番委員 原澤幸好 15番委員 原澤 16番委員 田村隆司 17番委員 内海 美津江 18番委員 髙宮玉江

4 欠席委員 1名

19番委員 髙 橋 久美子

5 議事録署名委員

9番委員 星野榮一 10番委員 阿部均司

6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名

事務局長 鈴 木 伸 史 書記 本 間 泉 書記 小 林 紀 之

7 会議に附した事件

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第35号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第36号 農地に該当しないことの証明願について

協議事項 • 報告事項

(1)制限除外の農地等異動通知書について

その他

8 会議の成立

農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理星野敏雄開会を宣す。

顛 末

議長

会長議長となり、議事録署名委員に9番星野榮一委員・10番阿部均司委員 を指名し議事に入る。

議案第33号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、1ページをお開き下さい。

議案第33号農地法第3条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求める。

別紙記入事件1件。

次のページをお開きください。

◇ (議案書・番号1、朗読説明)

以上、よろしくお願いします。

議長

ただいま事務局のほうから説明がありました。これについては、〇ですけれども、本来でしたら、私の担当区域なんですが、過日、隣の担当地区の本多委員と合同で現地の調査をさせていただきましたので、本多委員さんより調査結果の説明をお願いいたします。

12番委員

12番の本多ですけれども、よろしくお願いいたします。

なお、若干説明があったと思うんですけれども、代理で私のほうで現地確認をさせていただきました。8月3日に現地調査を行いました。町道からおよそ100mぐらい中に入った場所でございます。近隣の土地も00さんが所有していることでありますので、特に問題があることはないかなというふうに思いました。申請者の00さんも高齢になってきているというようなことで、これ以上耕作は難しいというようなことで、00さんのほうに譲り渡したいというようなことでございます。

○○さんは自作地等で7反5畝ぐらい農地を所有しているようでございます。譲り渡す面積が1反3畝ぐらいというようなことでございますが、今現在、タラノメだとかミョウガだとか、それからキウイフルーツとかが栽培されている土地ですので、それを生かした形で、今後耕作をしていきたいというような意向でございますので、特に問題はないのかなというように思いますので、そのあたりをよく協議いただければと思います。

以上です。

議長

ありがとうございます。

それでは、本多委員のほうから現地調査の結果について説明をいただいたわけですが、この件に関しましてご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

(「なし」の声)

特になければ、申請どおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、申請どおり許可することに決定をいたします。

議長

続きまして、議案第34号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局よりお願いいたします。

事務局

それでは、3ページをお開きください。

議案第34号農地法第5条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を 求める。

別紙記入事件、4件。

次のページをお開きください。

◇ (議案書・順次、朗読説明)

以上、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございました。

それでは、番号1番、〇、太陽光発電装置の設置に関する申請ですが、これにつきまして現地を調査していただいた廣田委員さんより調査結果の報告をお願いします。

5番委員

5番、〇の廣田です。

農地法第5条による申請事案の調査結果について報告いたします。

申請地を含めた太陽光増設の件ですが、場所的には〇郵便局より旧17号線西へおよそ500m進んだのり面の北上、不耕作の畑になります。8月3日に現地を見てきました。現地は不耕作の畑になっていて、北は遮光地で山林、けもの道の跡も見られました。南は道路で、東は不耕作の畑、西は同じ設置会社〇〇の太陽光でした。調査事項として、転用目的が遅滞なく実現するかの確実性ですが、申請書、設計図、見積書、残高証明書の確認ができ、6日、設置会社〇〇に確認し、認可後着工したいということでした。

申請面積の妥当性ですが、申請面積は909㎡であり、周辺の利用状況からも適当と思われます。周辺農地の営農条件支障の有無や転用することによって生じる付近の農地の作物の被害の防除措置の確認ですが、現地は不耕作の畑であり、連続する範囲の農地で支障は発生する見込みはないと思われます。また、想定される被害等もないと思われます。

その他なんですが、今回の申請面積以外の現在、西側太陽光のところですが、 賃貸契約済みで、申請地とつなげて、レイアウト上太陽光増設拡張の設計となっています。現状、管理状態はフェンスに囲まれています。ほかの不耕作の畑 と比較しますと、けものの発生確率は少し推測されます。ほか、想定される懸 案事項は特に見当たりません。

よろしくご審議お願いいたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま廣田委員さんより調査結果の報告をいただいたわけですが、この件について質問、ご意見等ありましたら、お願いします。

(「なし」の声)

特にないようですので、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

そうすれば、申請のとおり許可をすることに決定をいたしました。

続きまして、番号2番、〇の〇〇さん、アウトドア施設につきまして、担当の吉野委員さんより報告をお願いいたします。

8番委員

8番、吉野です。

8月1日に見にいってまいりました。場所は、〇線の利根川寄りにちょっと入ったところで、〇〇さんの経営している〇〇〇という会社のすぐ上ですね。事務所のすぐ上になります。譲渡人の〇〇さんは、以前はすぐ隣で道路のそばなんですが、そこで〇〇〇を経営しておりましたが、数年前にやめられて、今は無職ということです。〇〇さんは現在は会社とか〇〇〇、そしてまた〇〇〇と、事業を多様にやっておられる方でございます。

現地なんですが、既に説明にもありましたとおり、余り大きくないんですが、 更衣室が5棟建っておりました。おととい私が行ったときにはお客さんが全部 入って着がえをしておりました。現状としてはいたし方ないのかなというふう に思っております。また、周辺の農地に与える等もございませんし、転用する ことによって生ずる問題もないと思われます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいま吉野委員さんより説明いただいたわけですが、この件に関するご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(「なし」の声)

特にないようでしたら申請とおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、許可することに決定させていただきます。

続きまして、3番、〇〇の〇〇〇さんの住宅に係る件ですが、これにつきましては、地元の担当であります14番の原澤委員さんに調査をお願いいたしておりますので、調査結果の報告をお願いします。

14番委員

14番、原澤です。

8月3日に現地調査と本人とその子どものほうの確認をさせていただきました。今まで〇〇に住んでいたんだけれども、今度は家に帰ってきて後継者で家に入るということで、新築の家を建てて、その前に駐車場にしたいということで申請書が出ていました。それで、行ったところ、みなかみ町も4人今度は人口がふえたということで喜ばしいことなので、行って現地を見たところ、全てみんな問題がないので、皆さんの審議の様子で許可していただきたいんですけれども、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

ただいま原澤委員のほうから報告をいただいたわけですが、この事案は既に 昨年の農振除外で現地の確認をと思うんですが、これに関しましてご質問、ご 意見等ございましたらお願いいたします。

(「なし」の声)

特になければ、許可することに決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございました。では本件に関しましては、許可相当と決定をさせていただきます。

続きまして、4番、〇〇の〇〇〇さんの件ですが、これにつきましては、担当であります15番の原澤委員さんより調査結果の報告をお願いします。

15番委員

15番、原澤です。

8月6日に現地へ行ってきました。場所は、〇地区から〇に行く道の〇地区 地から先のカーブのところにあるんですけれども、この場所は昨年からいる委 員の方はご存じだと思うんですけれども、農振除外という申請が出まして、そ の時点で屋根がかかっていて、そのとき始末書をもらったという話がございま |す。〇〇さんというのは〇〇のお父さんで、親子間で結ぶという形なんですが、 現地を見ても、昨年と同じで、屋根しか使っていないんですけれども、また今 回も始末書を出しているということなので、よくよく聞いたら、もともとは急 な斜面だったところで、そこに石を積んで、開園したということで、それ以前 |は何もつくれない場所だったということでありました。近隣の除外農地を見ま したが、もともと下の農地と随分囲みが多いですけれども、右側の上が建物が あるので、随分落差があって、もともと高さが違うような土地みたいです。特 |別問題はないのかと。下の土地も今みたいな、草は生えていないんですけれど も、特別何もつくっていないような土地でございました。 本来からいえば、 申請を出す前に建物を建てたのは余りよろしくはないんですが、もともと農地 といっても斜面で何もできていなかった土地だったので、いたし方ないのかな というところです。そういうことで話を聞いてきました。

以上ですが、皆さんのご審議をよろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

| 今、15番、原澤委員さんよりご報告をいただいたんですが、これについては、昨年の農振除外のときに、引き続きで現地をご存じかと思うんですが、

もともとが急な傾斜地で、余り農地としては利用価値が少なかったような 場所だということでございます。

この案件に関しまして質問、意見ありましたらお願いいたします。

(「なし」の声)

なければ、許可相当と決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

そうすれば、許可相当と決定させていただきます。

続きまして、議案第35号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について。

事務局、お願いします。

事務局

6ページをお開き下さい。

議案第35号農地法5条の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法第5条の規定により許可後の計画変更申請書の提出があったので、意見書を付して県知事に進達しなければならないので意見を求める。

別紙記入事件、1件。

次のページをお開きください。

◇(議案書・番号1、朗読説明)

以上、よろしくお願いします。

議長

今、事務局のほうから説明いただいたわけですが、これについては、当初申請した申請人から新た変更して、提出でございます。これについて現地のほう

を1番の櫛渕委員さんより調査した結果について、報告をお願いします。

1番委員

1番、櫛渕武重です。

今説明がございましたように、これは場所的には〇橋から〇〇の方向に向かって〇〇〇さんでありますが、その後ろのわきを抜けたところです。

それから、これは先ほど説明いただきましたように、平成6年のときに農業委員会でも認可を付与されたものでございまして、そちらを尊重する形で俺的にはそれを調査をしませんでした。現地確認だけはいたしましたが、当事者のほうにお問い合わせとかそういうことはいたしておりません。これは既に農業委員会ではちょっと離れたといったら語弊があるかもしれませんけれども、そういう案件であると考えて、当事者のほうには説明を求めませんでした。

以上です。

議長

ありがとうございました。

今の報告をいただいて、現地のほうの確認を。この件については既に平成6年に案件については許可申請が済んでいる案件でございますので、今回県知事宛ての申請書を出す形で農業委員会に提出ということでございますので、申請通りに意見書を付して知事に進達をしたいと思います。

そのように決定をさせていただいてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

そのように意見書を付して県知事に進達させていただきます。

続きまして、議案第36号農地に該当しないことの証明願について。

事務局

そうしましたら、8ページをごらんください。

議案第36号農地に該当しないことの証明願について。

農地法の運用についての規定に基づき、証明願があったので、農地法第2条 第1項に規定する農地でないことの判断を求める。

1、別紙調書に記載のとおり。

次のページをお開きください。

◇ (議案書・順次、朗読説明)

以上、よろしくお願いします。

議長

事務局より説明がありました。

この3件出ているわけですが、いずれも隣接している土地でございますので、 担当の1番、櫛渕委員に一括で調査報告をお願いしたいと思いますが、よろし くお願いします。

1番委員

1番、櫛渕です。

今、写真で見ていただいたように、もう山林化しておって、農地利用最適化推進委員の方も、3年間は判定の中でのB判定という訳でございまして、それを尊重して、皆様におわかりいただき、判定をいただければと思っております。 共同桑園でやってから、その後はもう農地に復元とかそれから耕作、ほかのもので何かをつくったという形跡がない場所でございます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

調査によるともともと桑園で、俗に言う桑林みたいなかんたいの現地でございます。これについてですけれども、何か質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

1番委員

すみません、ちょっと申し忘れましたけれども、この後、ここのところは結局は農振に入っておられますので、皆さんにその点に関してはご審議いただくようなことになるのではないかなと、事務局、どんなふうに考えておるか、説明いただければありがたいんですが、この辺の除外の審査、その辺のところをご説明いただければ。

議長

事務局にそのことに対しまして説明をお願いいたします。

事務局

先だって、先ほどの農振にこの3筆、農振に入っている状況です。ですので、 県の農業事務所の担当の係長とともに、現地を一緒に立ち会っていただきました。結局のところ、農業委員会で証明を出すのは農業委員会の裁量だということになります。農振にかぶっているような状況にございますので、証明書を出した後、町としてこれを除外するのか否かというのを審議しなくてはならないということです。ですので、事前にちょっと県の担当の方にも見ていただいたほうがいいかなということで、先だって、現地を見ていただきました。写真に、 先ほどあったような状況で、山林原野化しているのは明らかというような状況は確認したということでございます。

ただし、隣接、それ以外の農地に実際に農振に入っている状況にございます。 農振計画そのものというのは、要は網をかぶせることによって、そこのエリア というのは農地として保全して守っていきましょうというようなことが大前提 ということでございます。だから、これを、じゃ、無条件でもう外す、農地じ ゃないという証明を出した後にこれを残していく意味があるのかどうかという のを、この後、また時期を見てご審議いただくことになると思います。

場合によっては、周りが優良農地があって、これが外すことによってその農地が影響を受けるようなことがもしあるならば、これを無理に外さないという選択肢もあるということでございます。証明を出したから外す、必ず外すということではございません。ですので、そこら辺はまた現場もまた機会があればちょっと実際目で見ていただいて、これはもうしようがないと、周りも結構荒廃しているような状況と見て受けとめられるのならば、外しても仕方がないのではないかという選択肢となったならば外すということでございます。

そういったところで、改めて農振除外の時期にまた現地調査等でお世話になればというふうに考えております。ですので、またしかるべき現地調査等踏まえまして、皆さんにご判断いただくということでございます。

以上です。

議長

ただいま事務局のほうから説明があったわけでございますが、これについて、今回の農地に該当しないことの証明願と農業振興地域の網のかぶっている、これについては別ものでございますので、改めて農業振興地域から除外するに当たっては、農業振興地域の除外の手続が必要だということでございます。その辺をお含みいただいた上でですけれども、この申請に対する証明願について、

決定をさせていただきたいと思うんですが、そういった農振除外の設定について必要であると申請者に申し添えていただいた上で、証明願を交付するということでよろしゅうございますか。

また、しっかり説明しておかないと、外れたからというので、いきなり何か始めちゃって違反だということ、違反行為が発生するということも考えられますので、農業振興地域を除外した上でないと、何か工作物をつくったりということはできませんよということをよく説明をした上で証明願を交付するということで、証明を交付するということでよろしゅうございますか。そういったことで証明願を承認をするということでよろしゅうございますか。

2番委員 証明願を出すということですけれども、町としてはどういう地目として証明 を出すんですか。

1番委員 非農地だな。

2番委員 何かいろいろあります。

1番委員 まあその辺があると思いますけれども。

2番委員 だから、1つは、網がかぶっているやつをまず除いた後に当然、それを出す と。いわゆる網のかぶっているものを除かないうちに出すというのはおかしい という話になると思います。

2番委員 それと、非農用地というのは田畑以外全部非農用地ですから、何の地目で出すのか。当然それは将来、登記のほうにも設定地目を変えてくると思うんですね。

1番委員 ちょっといいですか。会長が今含みのあることを言っちゃったんですが、だから、そこで引っかかったんだと思うんだけれども、結局山林とか非農地に判定してもらうと次のことが出てくるわけで、考えられるんじゃないか。農地から外れたからもう何をつくってもいい話になってくる。だから、そこを含みを持たせて、農振の審議をして、それを外してから構築物を考えてくれと。

2番委員 だから、そうなると、農振をまず除外させてから現況証明を出すものならわ かるんですよ。それを現況証明が先に出てくるのではおかしな話になるんでは ないんですかという。

事務局 まず、この証明願というの本質的なところといいますと、これは何がもとに なっているかと農地法ということです。農地法に基づいてこの証明を農業委員 会が現地を確認して、農地か否かというところを証明するということですね。 いわゆる現況証明というようなベースでございまして、それは何かといいます

と、今回案件であったような、いわゆる転用許可を経てそれが実行された農地、 いわゆる許可済みの農地に対して現況を証明するというものがあります。それ に対しては農地に該当しないという証明を出していますが、いわゆる手順を踏 んでいったものに対しても現況証明であって、これは国が示した資料もあるん ですが、耕作されなかった、要するに意図的じゃない、要するに、耕作放棄地、 要するに手を加えずにもう何年もたって山林原野化したというもの、これが実 際何か工作物があれば、これは違反ということで、そういった指導をするわけ なんですが、これは利用者の手を加えなかった状態で山林原野化したものに対 して証明してくださいという部分になりますので、これが先ほど星野委員が言 われました除外してからやるんじゃないのかということでございますが、普通 |の転用の手順でいえば、除外して転用または証明ということではないというこ とでございました。除外というものが法律がまた別でございまして、農振法と いう法律に基づいて網をかけたり外したりということがございます。ですので、 そこら辺が手順が逆になってしまうのがちょっと違和感があるというようなこ とでございますが、これに関していえば、先ほど言ったように、この証明を出 したから必ず外すということでもございません。要するに場合によっては農振 を外したまま、結果的にこれが農地以外の、例えば仮に山林だとか原野という ような地目になったとしても、農振にかぶせておくという選択肢というのは、 この後もあるということでございます。

ですので、手順とすると、今ある現状を農業委員会が判断して、農地があるのが否かという証明がこの証明という意味の意味合いです。ですので、現地に、何度も言うようですが、工作物があると、そういった違反転用というようなことでございますと手順が違ってきますので、そこら辺は混同しないようにお願いしたいと思います。

あくまで地目、これが非農地だという状況で、何になるかというのは農業委員会の示しておりません。ですので、法務局がこの証明を関係者が地目変更届の届け出た中で法務局が登記管がどう判断するか、山林にするのか雑種地にするのか、それ以外にするのかというのは農業委員会としては特に提示しておりません。そこが農地であるか否かという部分のみ証明するということでございます。そういったところでご理解いただければと思います。

議長

皆さんも大体納得いただけましたですか。ということで、農地でない証明と 振興地域の指定除外については別案件で処理をするということですね。

では、議案第36号については証明願どおり証明を発行させていただきます。 続きまして、協議・報告事項に移ります。

1番の制限除外の農地等異動通知書について。

事務局

それでは、10ページをごらんください。

協議事項•報告事項1。

農地法第5条第1項のただし書き規定による届出について報告いたします。 ◇(議案書・順次、朗読説明)

以上でございます。

なお、次を見ていただきますと、これが予定している計画の平面図でございます。内容は以上でございます。

議長 その他、協議・報告事項は事務局から何かありますか。

なければ、その他は何かありますか。

(「なし」の声)

特にないですか。

そうすれば、以上をもちまして議事、協議事項、全部終了させていただきま

ありがとうございました。

閉 会 みなかみ町農業委員会職務代理内海美津江閉会を宣す。

〔午前11時30分〕